

第1次国土強靱化実施 中期計画について

内閣官房 国土強靱化推進室

1. はじめに

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、毎年のように全国各地で水害が発生している。令和6年1月1日に発生した能登半島地震では甚大な被害が発生し、多くの人命が犠牲となり財産が失われた。高齢化・過疎化が進む半島地域における厳冬期の災害という、厳しい条件が幾重にも重なった災害であった。その後、復旧・復興の最中に能登地域を襲った同年9月20日からの線状降水帯を伴う大雨により、被災地は一層厳しい状況に直面し、時間差を置いて発生する複合災害としての対応が求められた。

また、令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震では、政府として初の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、巨大地震の切迫性が高まっている。さらに、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故により、インフラ老朽化対策は今後発生する大規模災害に備える上でも、その重要性が改めて認識されたところである。

このような災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。

これまで、「重要インフラの緊急点検」の結果を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定。平成30年度から令和2年度までの3年間でおおむね7兆円程度を目途として対策を実施）、国土強靱化の取組のさらなる加速化・深化を図るための「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。令和3年度から令和7年度までの5年間で追加的に必要となる事業規模をおおむね15兆円程度を目途として対策を実施）に取り組み、着実に効果を発揮してきている。

令和5年6月16日には、新たに「国土強靱化実施中期計画」や「国土強靱化推進会議」を位置付けた国土強靱化基本法の一部改正法が公布・施行され、同年7月には、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえ、「国土強靱化基本計画」を見直し、中長期的な目標や施策分野ごとのハード・ソフトにわたる推進方針を明らかにする等、国土強靱化の取組のさらなる強化を図ることとした。

その上で、令和7年6月6日、国土強靱化の取組を切れ目なく推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続く計画として「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定された（図－1）。本稿では、その内容について紹介する。

国土強靱化推進の枠組

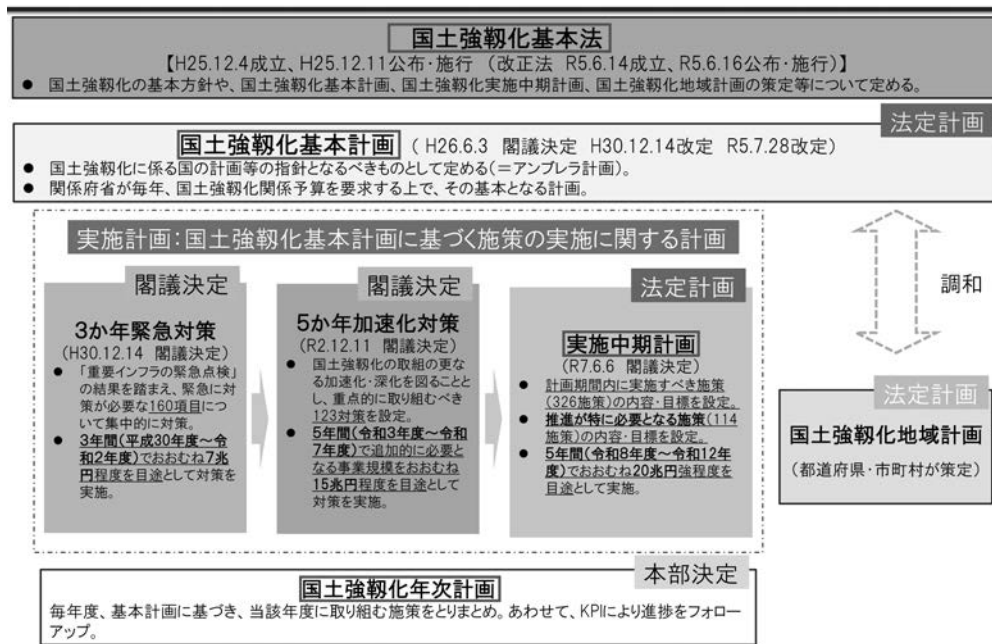
国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

図-1 国土強靱化の枠組

2. 「第1次国土強靱化実施中期計画」の概要（図-2～4）

第1章では、「基本的な考え方」について整理している。これまでの国土強靱化施策が着実に効果を発揮してきた一方で、人件費・資機材価格の高騰や人口減少・少子高齢化を背景に、コスト増大や工期延伸等への対応が必要といった諸課題が顕在化しており、「災害外力・耐力の変化」、「社会状況の変化」、「事業実施環境の変化」という3つの変化への対応が必要であるとされている。「災害外力・耐力の変化」への対応では、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行する中、修繕・更新を強力に推進し、予防保全型メンテナンスへの移行を図ることとしている。

第2章では、「計画期間」を令和8年度から令和12年度までの5年間とした。

第3章では、「計画期間内に実施すべき施策」（全326施策）が位置付けられており、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等についても、目標を設定して取組を

推進することとしている。

第4章では、「推進が特に必要となる施策」（全114施策）の内容および目標（234の重要業績評価指標・Key Performance Indicator（KPI））を定めた。施策の目標は、令和5年度の現状、計画期間の最終年度である令和12年度の達成目標値、目標が100%達成される推定年度を示す。

（参考：図-2～4は、内閣官房 Web ページの「第1次国土強靱化実施中期計画」にもアップロードしているので併せて参照されたい。https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dail_chuukikeikaku/index.html）



3. 「推進が特に必要となる施策」について（表-1）

第4章に位置付けられた当該施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度の期間を一つの目安として、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを念頭に検討・設定したものである。施策の中には、事業

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日
閣議決定
NATIONAL RESILIENCE

第1章 基本的な考え方

- 防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
- 近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）
- 5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）
- 状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）	（人口減少等の社会状況の変化への対応）	（事業実施環境の変化への対応）
● 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進 ● 最先端技術を活用した自立分散型システムの導入 ● グリーンインフラの活用等の推進 ● 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮 ● 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進	● 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進 ● フェーズフリー対策の積極的導入 ● 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進 ● まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化 ● 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進	● 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用 ● 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化 ● 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画の抑制 ● 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上 ● フェーズフリーな仕組みづくりの推進 ● 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ⇒ 60施策	● 迅速な統括管理のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等 ⇒ 109施策	● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ● 防災施設のデジタル無観測の適正な稼働 ⇒ 56施策	● 病院におけるBCPの策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓発活動の強化 ⇒ 65施策	● 地方公共団体における災害用井戸・排水等の点検 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ⇒ 72施策

第4章 推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1. 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 被災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換等 ⇒ 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めた耐震性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化等 ⇒ 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・IEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築等 ⇒ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の新耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等 ⇒ 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国策によるプッシュ型支援物資の分散配置の推進 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐震性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 被災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等 ⇒ 16施策（29指標）

2. 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取組については、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。（I. 防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靱化：おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化：おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第5章 フォロアアップと計画の見直し

- 毎年度の年次計画を通じたフォロアアップの実施（「評価の在り方」を適用）
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
- 実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情を踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保の方策の具体的な検討を開始
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォロアアップと連携
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

図－2 第1次国土強靱化実施中期計画の概要(1)

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

第4章 推進が特に必要となる施策（例）

(1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

- 国民の生命・財産・暮らしを守り、魅力あふれる多様な地域・国土を未来に引き継ぐため、長期的な視点に立ち、防災インフラの整備、管理や老朽化対策を着実に推進する。AI・ドローン等の最先端のデジタル等新技術の活用により、インフラの管理・運用の高度化や住民避難の体制強化を図るとともに、まちづくりと連携強化やグリーンインフラの活用を図るなど、ハード・ソフト両面から対策を講じ、次世代にわたって機能するインフラへの転換を図る。

＜中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実＞

※水災害リスク情報の充実・活用【国土交通省】
「目標」土砂災害警戒区域（約699,100区域（令和5年度末時点））のうち、土砂災害ハザードマップの作成・公表が完了した区域の割合

96% [R5] → 100% [R12]

＜静止気象衛星等による線状降水帯・台風等の予測精度の更なる向上＞
「目標」次期静止気象衛星及び次期静止気象衛星の整備（契約・基本設計審査・詳細設計審査・構成部品製造完了・統合作業・打ち上げ・運用開始の7工程）の進捗率

7% [R5] → 71% [R12] → 100% [R16]

＜地震・津波・火山観測体制等の更なる強化＞
「目標」大規模地震・大規模津波・大規模火山に関する情報の高度化【国土交通省】

「目標」火山観測体制の耐震性強化（停電対策の必要箇所：61か所）の完了率

7% [R5] → 52% [R12] → 100% [R15]

＜関係府省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進＞
「目標」気候変動の影響を考慮した河川整備計画へ変更した割合（国管理河川の全121計画）

19% [R5] → 64% [R12] → 100% [R17]

「目標」気候変動を踏まえた洪水に対応（必要な流量を確保）した国管理河川（約1,500万㎡・km）の整備完了率

31% [R5] → 39% [R12] → 100% [R22]

「目標」気候変動を踏まえた高潮・津波に備え（必要な防潮高を確保）した海岸防衛等（延長約2,700km）の整備完了率

51% [R5] → 58% [R12] → 100% [R22]

「目標」浸水実績地区等（全国約37万ha（令和5年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率

5% [R5] → 12% [R12] → 100% [R40]

「目標」防災重点農業用ため池の防災・減災対策【農林水産省】
「目標」全国の防災重点農業用ため池（約3,000か所（令和5年度末時点））のうち、防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池（防災工事等推進計画に位置付けのある約9,000か所（令和5年度末時点））における防災工事の完了率

30% [R5] → 83% [R12] → 100% [R17]

※リアルタイム災害危険情報に基づく早期避難を促進するなど、対策の効果最大限発揮できるようソフト対策との連携を強化するとともに、災害リスクを含む地域特性を踏まえた長期的な視点に立ち、地方公共団体の総合計画や立地適正化計画のまちづくり計画との連携強化を計画段階から図りつつ、目標年度が長期にわたって対応について着実に進める

＜障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化＞
「目標」市区町村（全国1,741市区町村）における防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段（障害者や外国人等への配慮も含めた情報伝達手段）の整備完了率

0% [R6] → 100% [R12]

＜被災後の残存リスクの管理＞
「目標」国土強靱化推進計画の進捗管理【国土交通省・農林水産省】
「目標」国管理河川（約10,000km）における河川治水の無人化に対応するための環境整備（ドローンによる河川治水のための通信環境の整備：約10,000km）の完了率

0% [R6] → 22% [R12] → 100% [R15]

(2) 経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

- 大規模自然災害の発生時においても、交通・上下水道・通信・電力・エネルギー等のライフライン機能を可能な限り維持できるように、計画な点検・診断の実施と災害耐力の低下をもたらす致命な損傷の早期解消、運営整備の強化等を推進し、予防保全型メンテナンスへの早期転換を図るとともに、急所となる施設・設備や災害時の重要施設に接続するライフラインの耐震性強化を図る。
- 災害により損傷を受けた場合にも早期に機能を発揮できるよう、関連施設の相互連携の強化やリダンダンシー確保、フェーズフリーな仕組みの活用、地域の強さを踏まえた自立分散型システムの導入等を推進し、次世代型ライフラインへの転換を図る。

＜予防保全型メンテナンスへの早期転換＞
「目標」道路施設の老朽化対策【国土交通省】

「目標」国及び地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁（約92,000橋（令和5年度末時点））の修繕措置（完了）率

55% [R5] → 80% [R12] → 100% [R33]

「目標」上下水道施設の老朽化対策【国土交通省】
「目標」損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口程下水道管（「大口下水道の全時効力調査」の対象※：約5,000m）の健全性の確保率

0% [R6] → 100% [R12]

※口径200mm以上かつ30年以上経過後の下水道管

＜広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化＞
「目標」緊急輸送道路（約110,000km）上の橋梁（約65,000橋（令和5年度末時点））の耐震化率

82% [R5] → 88% [R12] → 100% [R38]

「目標」港湾施設の耐震・耐風性能等の強化や関連する技術開発【国土交通省】
「目標」全国の港湾（932港）のうち、大規模地震等に備えべき港湾の海上交通ネットワーク（港湾計画等に基づく耐震強化計画に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さき地や港湾交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設：464ネットワーク）の整備完了率

35% [R5] → 43% [R12] → 100% [R33]

＜交通結節点等における防災拠点機能の強化＞
「目標」道路における防災拠点機能強化【国土交通省】

「目標」道の駅における防災対策（防災上の位置付け（地域防災計画への位置付け）がある道の駅（約60か所（令和5年度末時点））の建築物の耐震化及び災害時にも活用可能なトイレの確保）の完了率

55% [R5] → 68% [R12] → 100% [R37]

＜上下水道システムの耐震化を始めた耐震性の強化＞
「目標」給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約35,000か所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合

9% [R5] → 30% [R12] → 100% [R36]

「目標」災害に強い合併処理浄化槽の整備【環境省】
「目標」浄化槽整備区域内（単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の総数：約370万基（令和5年度末時点））における合併処理浄化槽の割合

68% [R5] → 77.9% [R12] → 100% [R27]

＜送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用＞
「目標」送電網の整備・強化対策【経済産業省】

「目標」「広域系統長期方針（広域系統システムのマスタープラン）」を踏まえた送電網（増強運用容量：875万kW（広域系統整備計画策定時点））の整備完了率

0% [R6] → 100% [R12]

＜通信システムの災害時自立性の強化＞
「目標」国土強靱化推進計画の進捗管理【国土交通省・農林水産省】
「目標」全国の携帯無線基地局（約100万局（令和6年3月末時点））のうち、災害対策本部の周辺等、強化が求められる基地局（全国約1万局（令和6年3月末時点想定））における整備完了率

0% [R6] → 60% [R12] → 100% [R16]

図－3 第1次国土強靱化実施中期計画の概要(2)

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

国土強靱化

NATIONAL RESILIENCE

第4章 推進が特に必要となる施策（例）

（3）デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

- AIやドローン、衛星等の革新的なデジタル等新技術は、組合せや使い方の工夫次第で、国土強靱化の取組を飛躍的に進めさせる可能性を秘めている。これらの革新的な技術が発災直後の過酷な環境下における初動対応から復旧・復興段階に至るあらゆる災害対応フェーズにおいて積極的に活用できるよう、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する。
- ＜国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等）＞
 - 災害用整備資機材の充実強化【警察庁】
 - ＜目標＞広域緊急援助隊の災害時の救出救助活動に必要な資機材（近年の豪雨災害等への対応に当たり不足が確認された水難救助セット（ヘルメット、救命胴衣、ブート等）：約2,500式）の更新整備の完了率
0%【R6】→100%【R12】
 - 緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化【総務省】
 - ＜目標＞航空消防防災体制の充実のため、航空小隊（全7隊（令和7年3月時点））に特に必要な航空機・資機材（消防用ヘリコプター（消防用ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備完了率
94%【R6】→100%【R12】
 - TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化【国土交通省】
 - ＜目標＞大規模災害等に対応（高揚程化による機能強化）するための災害対策用車両（排水ポンプ車：約240台（令和6年度末時点））の整備完了率
75%【R6】→83%【R12】→100%【R22】
- ＜フェーズフリーなデジタル体制の構築＞
 - 自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策【国土交通省】
 - ＜目標＞工機（盛土・掘削・積み込み・運搬・押土・敷均し・締固めの7工機）における自動施工機械の技術基盤の適用（基準整備、試行工事の実施）完了率
0%【R6】→100%【R12】



（4）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

- 激甚化・頻発化する大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、社会経済活動を維持・継続させていくためには、民の力を最大限発揮していく必要がある。
- 災害に強い社会構築への転換に向け、これまで国民一人一人が進めてきた住宅の耐災害性強化や民間企業が進めてきた施設の耐災害性強化、サプライチェーンの復旧、事業継続計画（BCP）の策定等の取組に加え、地方創生や持続可能なまちづくりとの連携強化により、地域の実情に応じた創意工夫を官民連携で創出する取組を強力に推進する。
- ＜生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化＞
 - 住宅・建築物の耐震化【国土交通省】
 - ＜目標＞居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）
90%【R5】→95%【R12】→耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※
- ＜立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進＞
 - 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化
 - ＜目標＞災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域（569市区町村（令和5年度時点））のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合
9.0%【R5】→45%【R12】→100%【R25】
- ＜保健・医療・福祉支援の体制・連携強化＞
 - 医療等コンテナの活用【厚生労働省】
 - ＜目標＞可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏（全52医療圏）の割合
63%【R6】→100%【R12】※



（5）地域における防災力の一層の強化

- 自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する災害対応に適應するため、自立と連携の両面から地域防災力の強化を図る。被災地において被災者が安全に、安心して生活できる避難所環境や支援者が最大限の力を発揮できる活動環境の整備を推進し、地域の災害時における自立性の強化を図るとともに、長期に及ぶ避難生活や復旧・復興を持続的に支援できるよう、広域連携体制の強化を図る。なお、実施中期計画では、半島・離島等の条件不利地域における国土強靱化施策についても、その他地域において進める当該施策と併せて全国的な施策として位置付けることとし、各地域特性を踏まえた目標の設定や当該目標の達成に向けた施策の実施については、半島・離島等の関連法に基づき別途策定される計画の下で具体的に推進するものとする。
- ＜スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善、避難地や救援・救護活動等の拠点の整備、機能強化、国等によるファンクショナル型支援物資の分散備蓄の強化＞
 - 避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄【内閣府】
 - ＜目標＞スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資、資機材の備蓄を行っている市区町村の割合
0%【R6】→100%【R12】
- ＜避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化（耐震化、熱中症対策・寒冷地対策等）＞
 - 学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化【文部科学省】
 - ＜目標＞避難所等にもなる公立中学校の体育館等（体育館、武道場：32,616室）における空調設備の設置完了率
18.9%【R6】→68.1%【R12】→100%【R17】
- ＜避難所等における再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築＞
 - 避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策【環境省】
 - ＜目標＞指定避難所（約82,000か所）等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等（4,000か所）における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率
21%【R5】→62.5%【R12】→100%【R17】
- ＜発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備＞
 - 災害ボランティア等の多様な主体との連携【内閣府】
 - ＜目標＞都道府県域における災害中間支援組織の設置率
45%【R5】→100%【R12】



図－4 第1次国土強靱化実施中期計画の概要(3)

箇所における各種調整等に一定の時間を要すること、気候変動の影響等により全体事業量が増加したこと等により、長期目標の達成に30年超の期間を要するものもあるが、このような施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位や手法を検討の上、実施していくこととしている。

「推進が特に必要となる施策」の目標と指標の例

（例1）「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」

「推進施策19 大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策」において、次の項目を含め4つの目標および指標を掲げている。

・南海トラフ地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等（約830km）の地震・津波対策の対策完了率
83%【R5】→87%【R12】→100%【R42】

（例2）「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」

表－1 推進が特に必要となる施策の事業規模

国土強靱化政策の展開方向（5本柱）	事業規模
1 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	おおむね 5.8兆円程度
2 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化	おおむね 10.6兆円程度
3 デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化	おおむね 0.3兆円程度
4 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化	おおむね 1.8兆円程度
5 地域における防災力の一層の強化	おおむね 1.8兆円程度
合計	おおむね 20兆円超程度（注）

（注）令和7年6月時点において本計画の達成目標を達成するために必要と目定される事業規模の目安を示したものであり、各施策の実施段階における諸調整の結果等により、変動する場合がある。

大規模自然災害の発生時においても、ライフライン機能を可能な限り維持できるよう、致命的な損傷の早期解消、運営基盤の強化等を推進し、予防保全型メンテナンスへの早期転換を図るとともに、急所となる施設・設備や災害時の重要施設に接続するライフラインの耐災害性強化を図ることとしている。

「推進施策62 上下水道施設の耐災害性強化」において、次の項目を含め11の目標およ

び指標を掲げている。

- ・給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約 35,000 か所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合

9%【R5】→ 30%【R12】→ 100%【R36】

（例 3）「地域における防災力の一層の強化」

官民連携による地域防災力の向上として「地域の守り手」となる建設業の担い手確保対策や、新たに創設される「被災者援護協力団体」の登録制度等の運用を通じた NPO やボランティア団体の協力体制の強化のための取組を推進し、官民連携で地域防災力の向上を図ることとしている。

「推進施策 110 防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策」においては、次の 2 つの目標および指標を掲げている。

- ・国・都道府県・市町村・特殊法人等（全国 1,928 団体）における建設キャリアアップシステム活用工事の導入完了率

6.8%【R5】→ 100%【R12】

- ・国・都道府県・市町村・特殊法人等（全国 1,928 団体）における公共工事の週休 2 日工事又は交替制工事の制度の導入完了率

25.1%【R5】→ 100%【R12】

他にも、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」では衛星等のデジタル等新技術の活用、「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」では住宅等の耐震化が「推進が特に必要となる施策」に位置付けられている。

「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、「今後 5 年間でおおむね 20 兆円強程度を目標とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する。また、対策の初年度については、経済情勢等を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる」とされ、「次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏ま

え、機動的・弾力的に対応する」こととされた。

令和 7 年 12 月 16 日に成立した令和 7 年度補正予算においては、「推進が特に必要となる施策」関連の経費として、国費 1 兆 9,159 億円が計上されている（令和 6 年度補正予算額 1 兆 4,492 億円に対して、1.32 倍）。

国土強靱化関連予算としては、令和 7 年度補正予算として約 2.5 兆円が措置され、同年 12 月 26 日に閣議決定された令和 8 年度予算案においては約 5.4 兆円が計上された。両者を合わせた総額は約 7.9 兆円であり、前年の約 7.3 兆円から大幅な増額であり、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」のスタートとして、国土強靱化を着実に推進するために必要な予算が計上された。

4. おわりに

今後も、切迫する巨大地震や、激甚化・頻発化する大規模自然災害による被害を軽減・回避するためには、インフラ老朽化対策を含め、国土強靱化の取組のペースを緩めることなく、着実に推進していかなければならない。

高市内閣において令和 7 年 11 月 21 日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策では、「危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」の戦略分野の大きな柱の 1 つに、「防災・減災・国土強靱化の推進」が掲げられ、令和 8 年夏の取りまとめに向けて議論されているところである。

「第 1 次国土強靱化実施中期計画」に基づき、行政はもとより、インフラの整備・維持管理の担い手として、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として重要な役割を果たしている建設業に従事する方々をはじめ、多くの関係者としっかり連携しながら、オールジャパンで国土強靱化を推進してまいりたい。

（参考：第 1 次国土強靱化実施中期計画（内閣官房 Web ページ）https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/index.html）

